

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 (電話番号)	建設局下水道部調整課（下水道管理担当）・各方面管理事務所管理課（備考欄のとおり）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	下水道の敷地の無断占用に対する処置
概要	大阪市建設局では、無断で下水道の敷地を占用するものに対しては、直ちにその占用を停止させ、工作物がある場合は撤去させ原状に回復させます。
根拠法令等 及び条項	大阪市下水道条例第21条 ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
処分基準	次に掲げる場合、下水道の敷地の原状回復を命じることがあります。 (1) 占用許可を受けずに、工作物の設置その他の方法で、下水道の敷地を無断で占用している場合
ホームページ	
備考	建設局下水道部調整課（下水道管理担当） 06-6615-6642 東部方面管理事務所管理課 06-6969-5841 (管轄行政区：都島、旭、城東、鶴見、天王寺、東成、生野) 西部方面管理事務所管理課 06-6567-6491 (管轄行政区：大正、浪速、西成、中央、西、港) 南部方面管理事務所管理課 06-6686-1240 (管轄行政区：住之江、住吉、阿倍野、東住吉、平野) 北部方面管理事務所管理課 06-6462-1434 (管轄行政区：福島、此花、西淀川、北、淀川、東淀川)